

(その1)

収 支 報 告 書

令和 7 年分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な)

1. 政治団体の名称

2. 主たる事務所の所在地

広島県福山市三吉町南一丁目7番17号

3. 代表者の氏名

井上信也

4. 会計責任者の氏名

山田洋満

(事務担当者の氏名)

藤井聖子

(電話)

084-926-4878

(収受欄)



りっけんみんしゅとうひろしまけんたい6くそうしぶ
立憲民主党広島県第6区総支部

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☒ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 井上信也

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 6 年 10 月 4 日から
令和 7 年 3 月 17 日まで

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入 力	
	☐	☐	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	409,585
(前年からの繰越額)	409,029
(本年の収入額)	556
支 出 総 額	409,585
翌 年 へ の 繰 越 額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
員 数		
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	297	
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	297	
(寄附のうちあっせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)	297	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入		
摘要（1件10万円以上のもの）	金 額	備 考（年月日等）
	十億 百万 千 円	
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	259	
合 計	259	

注）その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金及び本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入をいいます。）については、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載すること。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄 附 者 の 区 分	個 人	
寄 付 者 の 氏 名	金 額	年月日	住 所	職 業	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 寄 附	297				
合 計	297				

注) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎（公職の候補者）が当該資金管理団体の届出をした者である場合、「寄附者の氏名」欄に「(特) 甲野太郎」というように記載すること。

(特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部をその資金管理団体に寄附することをいいます。)

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項	目	金 額
1 経 常 経 費		十億 百万 千 円
(1) 人 件 費		0
(2) 光 熱 水 費		0
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		105,940
(4) 事 務 所 費		223,030
小 計		328,970
2 政 治 活 動 費		27,650
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 費		
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費		52,965
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
小 計 ((3)ア～エ)		52,965
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計		80,615
合 計		409,585

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
液晶モニター代	46,500	R7.01.13	株式会社ビックカメラ	岡山県岡山市北区駅前町1-1-1	
自動車整備費	35,200	R7.02.17	有限会社タカオ車輛	岡山県岡山市東区宍甘291-1	
こ の 頁 の 小 計	81,700				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	24,240				
合 計	105,940				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
税理士報酬	110,000	R7.02.20	桑原一	岡山県岡山市東区西大寺松崎248-83	
税理士報酬	110,000	R7.03.10	桑原一	岡山県岡山市東区西大寺松崎248-83	
こ の 頁 の 小 計	220,000				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	3,030				
合 計	223,030				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費	(旅費交通費)
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	27,650				
合 計	27,650				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。
「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 (宣伝広告費)	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
ホームページ更新費	33,000	R7.02.20	生田秀聡	岡山県岡山市南区浜野2-10-6	
こ の 頁 の 小 計	33,000				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合 計	33,000				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費 (遊説費)	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のも)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
ユニフォーム代	19,965	R7.02.14	プラスワン岡山	岡山県岡山市北区富田町2-12-18	
こ の 頁 の 小 計	19,965				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	0				
合 計	19,965				

注) 「項目別区分」欄には、「組織活動費(大会費)」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称

立憲民主党広島県第6区総支部

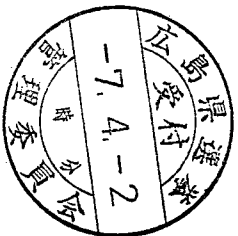
会計責任者の氏名

山田 洋満 

代表者の氏名 (解散団体のみ)

井上 信也 

(備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。



政治資金監査報告書

令和 7 年 3 月 18 日

立憲民主党 広島県第 6 区総支部
支部長 井上 信也 殿

登録政治資金監査人
登録番号 第 2832 号

伊原 栄



研修修了年月日 令和 6 年 9 月 20 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、立憲民主党 広島県第 6 区総支部 の令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 17 日までの法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党 広島県第 6 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び払込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいての支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党 広島県第 6 区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、立憲 民主党 広島県第 6 区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以上